

第2回香取海匝地域保健医療連携・
地域医療構想調整会議

令和8年3月12日(木)

議事3
資料4

公立病院経営強化プランの 策定について

千葉県 健康福祉部 医療整備課 地域医療構想推進室

電話番号：043-223-2457 メール：chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp

R4.3.29付け「公立病院経営強化の推進について（通知）」



「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、**医師・看護師等の不足**、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、**持続可能な経営を確保しきれない病院も多い**のが実態。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、**感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割**の重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、**医師の時間外労働規制への対応**も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点**を最も重視し、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、**公立病院の経営を強化していくことが重要**。

第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定期間 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容 **持続可能な地域医療提供体制を確保**するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な**経営強化の取組**を記載

公立病院経営強化プランの内容

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ **機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ **医師・看護師等の確保**（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・ 医師の**働き方改革**への対応

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

(5) 施設・設備の最適化

- ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・ デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等

- ・ 経営指標に係る数値目標

第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した**都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化**していくことが重要。

第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じ、プランを改定。

第5 財政措置

- **機能分化・連携強化**に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や**医師派遣**に係る特別交付税措置を**拡充**。



千葉

- ・千葉県がんセンター
- ・千葉県総合救急災害医療センター
- ・千葉県こども病院
- ・千葉市立青葉病院
- ・千葉市立海浜病院

東葛南部

- ・船橋市立医療センター

東葛北部

- ・松戸市立総合医療センター
- ・柏市立柏病院

香取海匝

- ・千葉県立佐原病院
- ・銚子市立病院
- ・国保匝瑳市民病院

◎香取おみがわ医療センター

- ・国保多古中央病院
- ・東庄町国民健康保険東庄病院
- ・総合病院国保旭中央病院

山武長生夷隅

- ・大網白里市立国保大網病院
- ・東陽病院
- ・さんむ医療センター
- ・東千葉メディカルセンター
- ・いすみ医療センター
- ・公立長生病院

安房

- ・鴨川市立国保病院
- ・南房総市立富山国保病院
- ・鋸南町国民健康保険鋸南病院

君津

- ・国保直営総合病院君津中央病院
- ・国保直営君津中央病院大佐和分院

市原

- ・千葉県循環器病センター

※各圏域における並順は、総務省の「決算統計における地方公共団体コード、施設コード」順による。

※経営強化プランの策定対象である「公立病院」とは、「地方公営企業法が適用される病院及び公営企業型地方独立行政法人が運営する病院」を指す。



「地域医療構想の進め方について」

令和4年3月24日付け 医政発0324第6号（厚生労働省医政局長 → 都道府県知事）

- 公立病院については、病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議する。

「公立病院経営強化の推進について」

令和4年3月29日付け総財準第72号（総務省自治財政局長→都道府県知事 等）

- 経営強化プランは、「地域医療構想の進め方について」（令和4年3月24日付け厚生労働省医政局長通知）により、当該公立病院の地域医療構想に係る具体的対応方針として位置付けることとされていることも踏まえ、地域医療構想と整合的であることが求められる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するためには、個々の公立病院が地域医療構想等を踏まえて、地域において果たすべき役割・機能を改めて見直し、明確化・最適化することが重要である。
- 当該公立病院の将来の病床機能のあり方は、構想区域における病床の機能区分ごとの将来の必要病床数と整合性のとれた形でなければならない。このため、地域医療構想における推計年である令和7年（2025年）及び経営強化プランの対象期間の最終年度における当該公立病院の機能ごとの病床数や、病床機能の見直しを行う場合はその概要を記載する。
- 既存施設の長寿命化等の対策を適切に講じた上で、なお新設・建替等が必要となる場合には、地域医療構想等との整合性を図った当該公立病院の役割・機能や規模等を記載する。



- **国から、R5年度末までに、調整会議で協議を実施のうえ策定することが要請された。**
- **本県では対象の全公立病院について、R5年度の調整会議で協議を実施済**



- 香取おみがわ医療センターでは、令和5年度に公立病院経営強化プランの協議を実施のうえ、当該プランの策定を行っているところです。
- 本年度、新たなプランを策定することとしているため、現在策定を進めている「公立病院経営強化プラン（案）」の概要について説明のうえ、御意見を伺います。

公立病院経営強化プラン(当該病院の果たすべき役割・機能等)の概要

別添様式1

施設名	香取おみがわ医療センター												
所在地	千葉県香取市南原地新田438番地1												
許可病床数 (床)		一般病床	療養病床	精神病床	結核病床	感染症病床	計						
	開設許可	100					100						
	使用許可	100					100						
機能別病床数(床)		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等	計						
	R7.7.1時点※1		100				100						
	R_年見込み※2						0						
※1 令和7年度病床機能報告で報告した令和7年7月1日時点の機能別病床数を記載。 ※2 R8年以降に病床機能の見直し予定がある場合は、見直し後の見込みを記載													
2025年以降において担う役割		がん	脳卒中	心血管疾患	糖尿病	精神疾患	救急	災害	周産期	小児	感染症	在宅	その他
	R7.7.1時点※1	○	○	○	○		○	○		○	○	○	
	R_年見込み※2												
	その他の内訳及び補足等												
※1 令和7年7月1日現在の担っている役割を記載。 ※2 R8年以降に役割の見直し予定がある場合は、見直し後の見込みを記載。													
地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能 ※経営強化プランの記載内容を記入	<p>中期計画第2-1-1(1)地域医療構想を踏まえた医療の提供</p> <p>①地域医療構想との整合性</p> <p>地方独立行政法人香取おみがわ医療センター(以下「医療センター」)では、令和7年5月から、2病棟ある急性期病棟のうち1病棟を地域包括ケア病棟へ転換し、急性期治療後の患者に対する在宅復帰支援体制を強化した。今後は、手術件数の増加や地域の高齢化の進行を踏まえ、高齢者の急性期医療を担う「地域包括医療病棟」への機能転換も視野に入れながら、香取海匠保健医療圏において不足している回復期病床の確保に努め、病床機能の適正化と持続可能な医療提供体制を構築する。</p> <p>・急性期病床:100床(一般病床 50床、地域包括ケア病床 50床)</p> <p>※転換した地域包括ケア病床は主に急性期機能を担うため、病床機能については変更なし。</p>												
地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割 ※経営強化プランの記載内容を記入	<p>中期計画第2-1-1(6)行政や地域と連携した医療の提供</p> <p>①地域包括ケアシステムの推進</p> <p>香取海匠保健医療圏内の医療機関や福祉施設等との連携を強化し、在宅医療及び介護を含む地域包括ケアシステムの推進に取り組む。</p> <p>医療資源の効率的かつ効果的な活用を図り、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活を継続できる体制の構築に努める。</p> <p>地域包括支援センターや行政機関との協働により、介護予防や生活支援サービスとの連携を強化する。</p>												

<p>機能分化・連携強化の取組</p> <p>※経営強化プランの記載内容を記入</p>	<p>中期計画第2-1-(2)診療体制の充実</p> <p>①急性期医療 整形外科及び眼科など、専門性の高い領域において、質の高い急性期手術を積極的に展開し、医療体制の維持・充実を図る。</p> <p>②外来・かかりつけ医機能等 専門医療への積極的な取組を進めるとともに、地域の医療需要に即した診療体制及び診療機能の補完に努める。特に地域において医療資源が乏しく、ニーズの高い小児科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科については、柔軟かつ機動的な診療体制の構築に取り組む。 医療センターの専門医と「かかりつけ医」である地域診療所の医師が互いに連携し、協同で継続的に治療を行う「二人主治医制」の構築に努める。</p> <p>中期計画第2-1-(4)救急医療</p> <p>①救急医療体制の充実 救急告示病院としての役割を果たし、地域住民が安心して医療を受けられるよう、救急医療体制の充実を図る。 初期救急から二次救急までの対応力を強化するとともに、医療センターで対応が困難な疾患や三次救急の対象となる患者については、近隣の高度医療機関や三次救急病院と緊密に連携し、地域における持続可能な救急医療体制の確保に努める。 救急搬送の受入体制やトリアージ機能の強化、消防署との情報共有体制の整備を進め、円滑な救急医療提供体制を構築する。</p> <p>②地域住民への啓蒙活動 時間外救急体制の強化に向けて、消防署との連携・協力体制を構築し、当直体制の整備を進める。 軽症患者の時間外受診抑制や適切な受診行動の促進を目的として、地域住民に対する啓蒙活動を実施する。具体的には、広報誌やホームページ、地域イベント等を活用し、救急医療の適正利用に関する情報発信を行うことで、持続可能な救急医療体制の確保に努める。</p> <p>中期計画第2-1-(5)地域医療連携の推進</p> <p>①病病・病診連携 香取海匠保健医療圏や隣接する医療圏の基幹病院や香取郡市医師会、香取匠瑠歯科医師会との連携を密にし、共存共栄の病病・病診連携を進める。</p> <p>②高度医療機器の稼働率向上 高度医療機器の稼働率向上を目的として、近隣の病院及び診療所等のニーズを的確に把握し、機器の共同利用を促進する。</p>
<p>医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標</p> <p>※経営強化プランの記載内容を記入</p>	<p>中期計画第2-1-(2)診療体制の充実</p> <p>①急性期医療 ・主な手術件数：令和8年度 1,880件⇒令和11年度 1,930件</p> <p>②外来・かかりつけ医機能等 ・紹介率：令和8年度 20.0%⇒令和11年度 28.0% ・逆紹介率：令和8年度 22.0%⇒令和11年度 29.0% ・周術期口腔ケア件数：令和8年度 260件⇒令和11年度 270件 ・入院口腔ケア件数：令和8年度 1,470件 令和9年度 1,510件 令和10年度 1,460件 令和11年度 1,510件</p> <p>③予防医療 ・特定健診件数：900件/各年度 ・人間ドック件数：120件/各年度 ・肺がんCT件数：60件/各年度</p> <p>中期計画第2-1-(3)在宅医療</p> <p>②リハビリテーション医療 ・リハビリテーション単位：令和8年度 43,740単位⇒令和11年度 44,460単位</p> <p>③在宅療養支援 ・訪問診療回数(医療+介護)：470回/各年度 ・訪問看護回数(医療)：250回/各年度 ・栄養指導件数：令和8年度 360件⇒令和11年度 410件</p> <p>中期計画第2-1-(4)救急医療</p> <p>①救急医療体制の充実 ・平日日中救急搬送応需率：令和8年度 50%⇒令和11年度 55% ・時間外患者応需率：令和8年度 45%⇒令和11年度 55%</p> <p>中期計画第2-1-(5)地域医療連携の推進</p> <p>②高度医療機器の稼働率向上 ・CT撮影件数：令和8年度 5,100件⇒令和11年度 5,200件 ・MRI撮影件数：令和8年度 4,100件⇒令和11年度 4,200件</p>
<p>住民理解のための取組</p> <p>※経営強化プランの記載内容を記入</p>	<p>中期計画第2-3-(5)地域住民に対する広報活動</p> <p>①広報誌の発行 医療センターの活動や医療情報を地域住民に伝える広報誌を定期的に発行し、信頼と安心の醸成に努める。 ・広報誌発行回数：2回/各年度</p> <p>②市民公開講座の開催 医療や健康に関する知識を提供する市民公開講座を開催し、健康維持、健康増進の意識向上を図る。 ・市民公開講座開催回数：1回/各年度</p> <p>③資料の公表 中期計画、年度計画、財務諸表等を毎事業年度終了後にホームページで公表し、透明性を確保する。</p>

○協議・合意済の「具体的対応方針」に変更がある場合は、別添様式2にも記載ください。

○記載欄が不足する場合は、記載欄を拡大するか、必要に応じて別紙資料(任意)を添付ください。